

個人情報保護委員会



表 5 個人情報保護委員会における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況(個表)

1 事前評価

表 5-1(1) 規制を対象として評価を実施した政策 (平成 28 年 8 月 2 日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト(個人情報保護委員会の規制を対象とする政策評価)  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/kisei/ppc.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/ppc.html)) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	個人識別符号に関する規定の整備	<p>&lt;法令改正&gt;</p> <p>個人識別符号、要配慮個人情報及び個人情報データベース等から除外されるものに関する規定の整備等を内容とする「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成 28 年政令第 324 号)」を平成 28 年 10 月 5 日に公布した。(平成 29 年 5 月 30 日施行)。</p>
2	要配慮個人情報に関する規定の整備	<p>&lt;法令改正&gt;</p> <p>個人識別符号、要配慮個人情報及び個人情報データベース等から除外されるものに関する規定の整備等を内容とする「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成 28 年政令第 324 号)」を平成 28 年 10 月 5 日に公布した(平成 29 年 5 月 30 日施行)。</p>
3	個人情報データベース等から除外されるものに関する規定の整備	<p>&lt;法令改正&gt;</p> <p>個人識別符号、要配慮個人情報及び個人情報データベース等から除外されるものに関する規定の整備等を内容とする「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成 28 年政令第 324 号)」を平成 28 年 10 月 5 日に公布した(平成 29 年 5 月 30 日施行)。</p>

## 2 事後評価

表 5-2) 実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価)(平成 28 年 9 月 7 日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト(個人情報保護委員会の政策体系一覧)

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/kojin\\_h28.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kojin_h28.html)) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	評価結果の反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【施策 1】 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督	目標達成	引き続き推進	<p>特定個人情報の監視・監督について、行政機関等に対する定期的な検査に関する委員会規則及び地方公共団体等による定期的な報告に関する委員会規則を制定し、監視・監督体制を整備した。</p> <p>また、特定個人情報の更なる適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の特定個人情報の事務担当者に対して、特定個人情報の取扱いに関する留意点について説明を行うとともに、委員会ウェブサイトにおいて、マイナンバーを取り扱う際の基本的な注意点等を掲載するなど、特定個人情報の取扱いについて情報を広く発信した。</p> <p>評価結果を踏まえ、マイナンバーに係るシステムセキュリティ対策の強化のため、2名の定員要求を実施した。</p>
2	【施策 2】 特定個人情報保護評価制度の適切な運用	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>評価実施機関による保護評価の適正な実施が図れるよう、引き続き、評価書の承認・確認やマイナンバー保護評価 Web の円滑な運用等を適切に実施することとした。</p>
3	【施策 3】 個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>施策については、改正個人情報保護法の全面施行に向けて、個人情報の保護と利活用に対する一層の取り組みを実施することとする。</p> <p>測定指標については新規に「改正個人情報保護法の円滑な施行」等の指標を設定し、ガイドライン等の策定等の進捗状況(実績)を把握・分析する。</p> <p>評価結果を踏まえ、更なる体制強化及び広報活動の充実を図るため、平成 29 年度概算要求において 234 百万円を要求した。</p> <p>また、個人情報の利活用に係る企画・立案体制の整備のため、参事官 1 名の他、5 名の定員要求を実施した。</p>
4	【施策 4】 所掌事務に係る広報・啓発・国際協力	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>広報・啓発については、改正個人情報保護法の全面施行に向けて、個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、個人情報の保護に対する一層の広報に取り組むこととする。</p> <p>国際協力については、引き続き各国との情報交換と番号制度や個人情報保護を取り巻く最新の国際情勢の把握に取り組むとともに、関係機関との更なる協力関係の構築を図ることとする。</p> <p>評価結果を踏まえ、中小規模事業者に対する周知・徹底、国際的な協力関係の構築のため、平成 29 年度概算要求において 194.8 百万円を要求した。</p> <p>また、個人情報保護法改正に係る国際協力構築に向けた体制の整備のため、参事官 1 名の他、1 名の定員要求を実施した。</p>